

ご提出ページ

賛助会員入会申込書

特定非営利活動法人青山スポーツアソシエーションの活動目的に賛同し、賛助会員として下記のとおり申し込みます。

記

入会金 _____ 壺 _____ 万円 也

会 費(口数) _____ 口

金 (年額) _____ 万円也

入会日 平成____年____月____日

御社名 (御氏名)

代表者御氏名

_____ 印

(ご担当者)

所在地 〒 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

以上

〒107-0052

東京都港区赤坂 8 - 5 - 4 ルーメリ赤坂 2 0 2 号室

電話 03-6905-8121

特定非営利活動法人青山スポーツアソシエーション 行

賛助会員入会申込書 (貴控)

特定非営利活動法人青山スポーツアソシエーションの活動目的に賛同し、賛助会員として下記のとおり申し込みます。

入会金 _____ 記
_____ 万円也

会費(口数) _____ 口

金(年額) _____ 万円也

入会日 平成____年____月____日

※ 申込書は下記宛ご送付下さいますようお願いいたします。

特定非営利活動法人青山スポーツアソシエーション

理事長 大越信幸

〒107-0052東京都港区赤坂8-5-4

電話 Fax 03-6905-8121

※賛助会費は下記の銀行口座にお振込下さいますようお願い申し上げます。

住信SBIネット銀行

法人第一支店(106)

普通口座 1026022

特定非営利活動法人青山スポーツアソシエーション

団体の目的・事業内容

目的

この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、スポーツクラブ・スポーツスクールの企画・運営に関する事業、スポーツ大会・スポーツイベントの企画・開催に関する事業等を行い、スポーツの振興と子どもの健全育成を図り、広く公益に寄与することを目的とします。

活動

前記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

事業内容

前記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行います。

- (1) スポーツクラブ・スポーツスクールの企画・運営に関する事業
- (2) スポーツ大会・スポーツイベントの企画・開催に関する事業
- (3) スポーツの振興又は子どもの健全育成を図る個人・団体に対する協力・支援に関する事業

特定非営利活動法人青山スポーツアソシエーションの活動目的にご賛同いただき、賛助会員としてご協力下さいますようお願いいたします。

会員の資格

特定非営利活動法人青山スポーツアソシエーションの活動目的にする者

会費

入会金（団体・個人）	1万円
年会費（団体）	1口 2万円
（個人）	1口 1万円
（口数は、口数は複数口何口でも結構です。）	

会員の特典

当団体の賛助会員としてご協力いただく皆様には、当団体ウェブサイトホームページにてお名前のご紹介、団体の刊行する各種出版物の配布、団体の主催する各スポーツイベントのご案内、その他の特典を予定しております。

特定非営利活動法人青山スポーツアソシエーション 寄附行為 抜粋

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10章 雑 則

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 賛助会員（個人・団体） 一口10,000円（一口以上）

(2) 年会費 賛助会員（個人） 一口10,000円（一口以上）
（団体） 一口20,000円（一口以上）

付記

この規程は、平成21年12月24日から実施する。